公益社団法人日本小児歯科学会専門医指導医制度規則

第1章 総 則

第1条 本制度は、公益社団法人日本小児歯科学会(以下「学会」という)に小児歯科専門医指導医(以下、「専門医指導医」という)を置き、小児歯科医療のなお一層の発展と向上を図ることを目的とする。

専門医指導医が行う役割は次のとおりとする。

- (1) 小児歯科専門医(以下、「専門医」という) を志望する者の指導
- (2) 地域歯科医療における小児歯科医療の充実と発展のための指導

第2章 申請者の資格

- 第2条 専門医指導医の資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければな らない。
 - (1) 日本小児歯科学会認定の小児歯科専門医であること
 - (2) 15年以上の学会歴および小児歯科診療の経験を有していること
 - (3) 施行細則に定める条件を満たし、専門医指導医にふさわしい業績を有すること
 - (4) 原則として、日本歯科医師会会員であること(正会員、準会員)

第3章 申請の方法

- 第3条 前条の資格審査を受けようとする者は、次の各項の申請書類を専門医認定委員会に提出しなければならない。
 - (1) 専門医指導医認定申請書(第10号様式)
 - (2) 履歴書(第2号様式)
 - (3) 業績目録(論文・著書、学会発表、学会および地域歯科医療における活動など)(第 11 号様式、11-1、11-2、11-3)
 - (4) 診療実績証明書「専門医指導医認定申請用」(第12号様式)
 - (5) 指導患者リスト (第11号様式11-4)
 - (6) 専門医指導医推薦書(第17号様式)
 - (7) 専門医指導医認定申請料振込み受領証コピー
- 第4章 専門医指導医の資格審査、認定および登録
- 第4条 専門医指導医の資格を得ようとする者は学会に申請し、専門医認定委員会で資格審査を 受けなければならない。専門医指導医認定申請料は別に定める。
- 第5条 学会は専門医認定委員会の資格審査に合格した者を、理事会の議を経て専門医指導医と 認定、登録し専門医指導医認定証を交付する。
- 第5章 専門医指導医の認定更新
- 第6条 専門医指導医の更新申請は、専門医の認定更新申請と同時に行うこととし、更新を受け

なければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 1. 専門医指導医の認定更新をしようとする者は、施行細則の定める生涯研修単位基準に従って研修を行わなければならない。
- 2. 専門医指導医の更新をしようとする者は、次の各号に定める申請書類を専門医認定委員会に提出し、資格審査を受けなければならない。
- (1) 専門医・専門医指導医認定更新申請書(第13号様式)
- (2) 生涯研修実績申告書・生涯研修記録簿(第14号様式、指導医用)
- (3) 診療実績証明書 [認定更新用] (第15号様式、指導医用)
- (4) 専門医指導医活動実績申告書(第16号様式)
- (5) 指導患者リスト (第14号様式14-2)
- 第7条 更新の認定は、専門医認定委員会の資格審査を経て、理事会が決定する。
- 第6章 専門医指導医の資格喪失
- 第8条 専門医指導医は次の各号の1に該当する場合、専門医認定委員会の議を経て、その資格 を喪失する。
 - (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
 - (2) 専門医の資格を喪失したとき
 - (3) 第5章に定める専門医指導医の更新をしなかったとき
 - (4) 専門医認定委員会が専門医指導医として不適当と認めたとき
- 第9条 前条の規定により、専門医指導医の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び認定を申請することができる。

第7章 補 則

- 第10条 本規則を変更する場合は、専門医認定委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。
- 第 11 条 本規則に規定していない事項については、公益社団法人日本小児歯科学会専門医制度規則を準用する。

附 則

- 第1条 本規則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 2. 本規則は、一部改正し、平成24年3月4日から施行する。
 - 3. 本規則は、一部改正し、令和2年5月28日から施行する。
 - 4. 本規則は、一部改正し、令和3年10月12日から施行する。